

[事案 20-6] 手術給付金支払請求

- ・平成 20 年 5 月 16 日 裁定申立受理
- ・平成 20 年 12 月 19 日 裁定終了

< 事案の概要 >

カテーテル手術について、「同一臓器には 60 日の間に 1 回の給付を限度とする」約款規程を適用されることは納得出来ないとし、2 回目の手術に対する手術給付金の支払いを求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成元年に医療特約を付加し終身保険に加入し、同 19 年 5 月、1 回目に右冠状動脈(心筋梗塞治療のため)、2 回目に左冠状動脈(狭心症治療のため)の各カテーテルによる手術を、9 日間の間隔をあけ 2 回に分け受けた。

そこで、医療特約にもとづき手術給付金の支払いを請求したところ、保険会社は、同特約の約款別表「手術給付倍率表」の規程「60 日の間に 1 回の給付を限度とする」を根拠に、2 回の手術の間隔が 60 日以内であることから、1 回目の手術(以下、「手術 1」)についての手術給付金 1 回分しか支払われなかったが、以下の理由により納得出来ないの
で、2 回目の手術(以下、「手術 2」)についても手術給付金を支払って欲しい。

心臓を 1 つの臓器として、同じ臓器には 60 日の間に 1 回の給付を限度とするとの規程を適用することは不当である。本件は、右冠状動脈と左冠状動脈という別個の部位に施された手術であるから、同一臓器ではない。

約款上、心臓をひとつの臓器とする規程はなく、給付金の支払いが出来ない場合の例示もない。

約款を現状の医療技術に即応させて改訂していないのは不当である。

同じ約款・別表を使用している他生保会社では、当該給付制限について柔軟に運用し、2 回目の手術についても支払対象としている。

< 保険会社の主張 >

本件の手術 1 と手術 2 は、以下のとおり、手術の対象となる部位・臓器が異なる場合に当たらないものであり、約款・別表規程「施術の開始日から 60 日の間に 1 回の給付を限度とする」により、手術 2 は手術給付金の支払事由には該当しないため、申立人の要求に応ずることは出来ない。

- (1) 診断書によれば、手術部位は手術 1 が右冠状動脈、手術 2 が左冠状動脈とされているが、冠状動脈とは同じ 1 個の臓器である心臓に酸素や栄養分を送る血管で、大動脈の付け根のところで左右 2 本に分かれるものである。したがって、右冠状動脈と左冠状動脈は、同じ 1 個の臓器を流れる血管であって、手術 1 と手術 2 は同じ部位・臓器に対する手術である。
- (2) 治療の目的となる病変は、診断書では右冠状動脈が急性下壁心筋梗塞、左冠状動脈が虚血性心疾患(医師の説明書では、左冠状動脈は狭心症と補則)となっているが、心筋虚血が可逆的な場合は狭心症であり、完全に血管が途絶え、心筋細胞が壊死してしまうと心筋梗塞と呼ばれる状態になるものであり、同じ虚血性心疾患である。したがって、治療の目的となる傷病も同種のものである。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、関係当事者から提示のあった診断書、約款規程等の書類にもとづいて審理を行った結果、下記により、本件における保険会社の判断は相当であると判断し、申立人の申立てには理由がないことから、生命保険相談所規程第40条により裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続きを終了した。

- (1) 約款で引用される別表の87.を文言どおり解釈すれば、60日間に1回の制限は異なる部位・臓器であれば適用されないとの記載はなく、いかなる部位、臓器であるかに関わらず、ファイバースコープ等の方法による手術は、60日間に1回のみ手術給付金を支払うこととなる。

< 参考 > 約款別表「手術給付金倍率表」(抜粋)

87.ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・咽頭・胸・腹部臓器手術(検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)

しかし、多くの保険会社はかかる方法による手術が一般化した現状に対応して、この給付金の支払いの制限を部位、臓器ごとに適用することとしている。

このように、契約者等に対して有利な約款の適用の拡大は、それが保険の趣旨および契約者間の平等に反さない限り許されるものである。しかし、これは約款規程にもとづくものではないから、契約上の被保険者の権利ではなく、どのような運用をするかは専ら保険会社の判断に委ねられており、保険会社間において判断基準が異なっても不当と言うことは出来ない。

- (2) 本件の保険会社は、部位、臓器ごとに60日間の制限を適用する運用となっているが、いかなるものが一つの部位、臓器であるかは、医学上の判断を参考にするものの、法律的解释の問題であるから、社会通念で決するべきものである。

人間の臓器は、有機的に結合してそれぞれの働きを助け合いつつ機能を果たすものであるから、詳細な機能により分類すれば多くの分類が可能であるが、社会通念上の臓器は、心臓、左右の肺等大まかに分類し、これらの臓器の働きを直接助ける器官はこれらの臓器に含まれると、考えるのが通常である。

したがって、本件部位について、本件保険会社が通常は、心臓、左右の肺等の大まかな臓器ではなく、詳細な機能ごとに臓器を分類して適用しているのであれば、本件のみ左右冠状動脈を一つとして判断することは許されないが、本件保険会社は、社会通念上の大まかな分類を適用していると認められるから、心臓の働きを助ける器官として心臓と一体のものとして、一つの器官と判断することは相当である。

- (3) なお、申立人は約款規程の不備、および約款が時代に相応していないと主張するが、この点については、当該規程あるいは規程が存在しないことが法律に違反し、あるいは著しく不合理でない限り、その適否を判断することは当審査会の権限の範囲を超えるものであり、判断をしない。